

旅行条件書（国内・募集型企画旅行）

やまねこマラソン 交通手配付きプラン

企画・実施：竹富町体育協会（以下「当事務局」）

所在地：〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

電話：0980-87-6257

メール：takekyousyakai@town.taketomi.okinawa.jp

本旅行は、当事務局が企画・実施する募集型企画旅行です。お申込みにあたっては、本旅行条件書、募集要項（パンフレット・Web）、最終日程表（確定書面）および当事務局旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）に従っていただきます。本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4（取引条件説明書面）および同法第 12 条の 5（契約書面）の一部を構成します。

1. 企画の趣旨・対象・含まれる区間

やまねこマラソン大会参加者の円滑な移動を確保するため、石垣島と西表島（大原）間の船舶、および大会関連区間の島内バスを組み合わせ提供します。宿泊は含みません。

含まれる区間

船舶：石垣港⇄大原港（往復または片道の別は募集要項にて明示）

島内バス：大原港⇄上原小学校・上原港（大会関連区間）

燃油付加運賃は旅行代金に含みます。

2. 申込みと契約成立

申込方法：所定の申込フォーム（スポーツエントリー等）に必要事項を入力の上、申込金または旅行代金全額をお支払いください。

契約の成立：当事務局が申込みを受理し、申込金（または旅行代金）を受領した時点で成立します。

団体申込み：代表者を契約責任者とし、必要に応じて構成者名簿の提出をお願いすることがあります。

3. 参加条件

20 歳未満の方は親権者の同意が必要、15 歳未満は保護者同伴とします。

障がい・持病・妊娠・アレルギー・補助犬同伴・車椅子等、特別な配慮が必要な場合は事前にお申し出ください。可能かつ合理的な範囲で対応します（追加費用は原則お客様負担）。

安全確保や円滑な運営が困難と判断される場合、申込みをお断りする、または契約を解除することがあります。

4. 契約書面・最終日程表

契約成立後、条件・行程・サービス内容等を記載した契約書面（本条件書・募集要項）を交付します。

便名・発着時刻・集合/解散・乗船案内等を記載した最終日程表を、遅くとも旅行開始前

日までに交付します（直前申込みは当日交付の場合があります）。

5. 旅行代金・支払方法

旅行代金の内訳：上記区間の船舶運賃・島内バス運賃、ターミナル施設使用料、燃油付加運賃、企画・取扱料金、消費税等。

支払期限・方法は募集要項に明記します（例：クレジット、口座振込等）。

子供代金等の設定がある場合は募集要項に表示します。旅行代金は払戻・実費精算の算定基準となります。

6. 旅行代金に含まれないもの

マラソン参加料（同時徴収する場合は募集要項で明示）

個人的費用（飲食・手荷物超過・任意保険等）

自宅から石垣港・大原港(西表在住者)までの交通費・宿泊費（各自手配）

お客様都合による未利用分の払戻しは、原則として行いません。

7. 行程・条件の変更

天候・海況、運送機関の運行状況、官公署の命令、その他やむを得ない事由により、行程やサービス内容を変更する場合があります。重要な変更は理由と影響を速やかに通知します。

8. 旅行代金の変更

運賃・料金の大幅な改定や行程変更に伴う実費の増減が生じた場合、旅行代金を増減することがあります。増額時は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目より前に通知します。

9. お客様の交替

当事務局の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡できます。所定の手数料と必要書類の提出が必要です。

10. 取消・解除（取消料）

1. 申込期間終了後（事務局対応期間）における、お客様都合の取消に伴う返金は、旅行部分（フェリー・大会専用バス）に限り、下記費用を差し引いて精算します。
 - (1) 発券手数料：300 円／件（券面発行等により当事務局が負担した発券実費）
 - (2) 取扱手数料：500 円／件
 - (3) 運送事業者の取消料・払戻不可分その他の実費
2. 大会専用バスの取消は、旅行開始日の2日前（日本時間、当事務局営業時間内受理）までは上記費用を差し引いて返金しますが、前日・当日・旅行開始後・無連絡不参加は返金不可（100%）となります。
3. フェリーの取消は、当事務局の標準料率または運送事業者規定のいずれか厳しい方を適用します。払戻不可券等については返金できません。
4. 「件」の単位は原則として申込ID（同一カート）単位とします。複数商品（フェリー・バス）を同時取消する場合も手数料は1件分を基本としますが、個別の発券・手配が別件として生じている場合は実費に応じて追加適用することがあります。
5. 取消日の認定は、当事務局営業時間内に取消の意思表示を受理した日とします（営

業時間外の申出は翌営業日扱い)。

11. 当事務局による中止・解除

本プランは個別手配方式とし、最少催行人員は設定しません。

欠航・時化・災害・感染症・官公署の命令・安全確保上の理由により中止または一部中止する場合があります。未実施サービスのうち、事業者規定で払戻可能な範囲は返金します。

12. 欠航時の取扱い

天候・海況等による欠航は返金対象外とします。

ただし、運送事業者の規定で払戻しが行われる場合は、その払戻相当額から当事務局の実費・手数料を控除のうえ返金します。代替便・振替輸送は確約できません。

13. 旅行開始後の変更・払戻し

遅延・運休等が生じた場合、可能な範囲で案内・調整に努めますが、代替手配の確約はできません。

受領できなかったサービス相当額は、事業者への取消料・違約料等の実費を控除して払戻します（事業者側が払戻不可の場合は返金不可）。

14. 当事務局の責任

当事務局または手配代行者の故意・過失により損害が生じた場合、旅行業約款に基づき賠償します（損害発生日の翌日から2年以内の通知が必要）。

手荷物損害は、損害発生日の翌日から14日以内の申出に限り、1名あたり上限15万円（当事務局に故意・重大な過失がある場合を除く）とします。

15. 特別補償

当事務局の特別補償規程に基づき、募集型企画旅行参加中の偶然・急激・外来の事故による一定の損害について補償金・見舞金を支払います。具体金額は約款に合わせて適用します（例：死亡1,500万円、後遺障害上限1,500万円、入院・通院見舞金、手荷物補償1個10万円・1名15万円）。補償対象外品は約款の定めによります。

16. お客様の責務

集合時刻・乗船手続・運送機関の規則を遵守し、貴重品は自己管理してください。

契約書面と異なるサービス提供を認識した際は、速やかに現地係員または当事務局へ申し出てください。

体調不良・傷害等で保護が必要な場合、当事務局は必要な措置を講じますが、当事務局の責に帰さない限り、その費用はお客様負担です。

17. 旅程保証（変更補償）

約款所定の重要な変更（天災・官公署命令・運休等の免責事由を除く）が生じた場合は、所定率（1～5%、1契約あたり上限15%、1,000円未満は支払省略）で変更補償金を支払います。同等以上の代替提供による補償振替が可能です。

18. 国内旅行保険

事故・疾病・欠航延泊・手荷物損害等に備え、十分な補償内容の国内旅行保険への加入を推奨します。

19. 個人情報の取扱い

申込み・連絡、運送機関等への手配、保険手続、緊急時対応、アンケート等のために利用します。

提供・委託は手配に必要な範囲（船会社・バス会社・宿泊施設・保険会社・申込システム事業者等）および法令に基づく場合に限りします。

20. 旅行条件・代金の基準日／約款・掲載先

本旅行条件および旅行代金の基準日は募集要項に記載します。

当事務局旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）および特別補償規程は、当事務局窓口および Web で閲覧可能とします。